

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業ウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件(主要なもの)				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
農地整備と併せて荒廃農地を再生	農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施	経営体育成型、耕作放棄地型 実施要領別紙1-1別表1 区分2農業生産基盤整備附帯事業 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 区分4農業経営高度化支援事業 (5)耕作放棄地活用推進事業(耕作放棄地型に限る) ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上	-	2者以上	・担い手農地集積率が一定以上増加すること(経営体育成型) ・耕作放棄地率が6%以上(耕作放棄地型)	○	△ (耕作放棄地活用推進事業)	-	△ (耕作放棄地活用推進事業)	農業協同組合、農地所有適格法人等(耕作放棄地活用推進事業)	-	1/2等
簡易な農地整備と併せて荒廃農地を再生	農地耕作条件改善事業	農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援	地域内農地集積型、高収益作物転換型 実施要綱別表 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援	-	200万円以上	農業者 2者以上	農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等	○	○	○	○	・農業協同組合その他の農業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人その他の団体	-	1/2等
簡易な農地整備と併せて荒廃農地を再生	中山間地域所得向上支援事業(H30補正)	中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備・生産・販売等の施設整備等を総合的に支援	実施要領第3の(2)基盤整備 実施要領別紙2別表1 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援	-	200万円以上	農業者 2者以上	・中山間地域等(8法地域(特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原)+特別豪雪地帯+統計上の中山間地域+急傾斜地) ・中山間地域所得向上計画の策定が必要(計画主体:地公体、成果目標の設定が必要)	○	○	○	○	・業協同組合等 ・農業者団体 ・農業法人等	-	55%等
荒廃農地を再生して公共施設用地や市民農園等を整備	農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編・整備事業)★	農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援	中山間地域総合整備型▶集落型事業▶一般型事業 農地環境整備型▶一般型事業 実施要領別紙4-1運用1別表 区分3保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業 ※中山間地域総合整備型は農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	中山間地域総合整備型 県営事業60ha以上 市町村営事業20ha以上 農地環境整備型 10ha以上 等	-	2者以上	中山間地域(過疎、振興山村、離島、半島、特定農山村)等	○	○	-	-	-	-	55%等
既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地を再生	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)★	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援	農山漁村定住促進対策型▶農村地域等振興支援 実施要領別表3の1第1事業メニュー 農地等補完保全整備 ⑦産地振興追加補完整備 (13)基本条件確保整備 ※基盤整備(農業用排水施設、区画整理等)と併せて一体的に実施する必要あり	-	-	一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上	・活性化計画を策定 ・畑地を対象	○	○	-	○	・地方公共団体等が出資する法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農林漁業者の組織する団体 ・地域再生推進法人 ・地方公共団体の一部事務組合	-	1/2等

★ 沖縄は沖縄振興公共投資交付金